

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 9 月 24 日（火）第 552 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 1
- 団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可（農地整備課取扱い） 1
- 都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 1
- 都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 2
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 2
- 令和 6 年度自衛官の募集（危機管理課取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3

公

告

- 令和 6 年度砂利採取業務主任者試験公告（商工政策課取扱い） 3

告

示

鹿児島県告示第683号

薩摩川内市下甕町長浜1227番地2 下野幹夫及び薩摩川内市下甕町長浜1495番地3 南成幸からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年 9 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甕町長浜区域（薩摩川内市下甕町長浜の地区）
- 2 区分 小型定置漁業

鹿児島県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、肝属中部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更について、令和 6 年 9 月 11 日付けで認可した。

令和 6 年 9 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第685号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿児島都市計画第一種市街地再開発事業
- (2) 名称 加治屋町 1 番街区第一種市街地再開発事業
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第 686 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
鹿児島都市計画高度利用地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第 687 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 6 年 9 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
始良市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 始良都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・17 号帖佐駅三拾町線
- 3 事業施行期間
令和 3 年 4 月 9 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（変更前令和 8 年 3 月 31 日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第 688 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条、第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定により、令和 6 年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 6 年 9 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
自衛官候補生
- 2 募集期間
令和 6 年 9 月 23 日から同年 10 月 17 日まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験（WEB 試験）
令和 6 年 10 月 21 日から同月 26 日まで
 - (2) 口述試験及び身体検査
令和 6 年 10 月 26 日
- 4 応募資格
 - (1) 採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 33 歳未満の者

(2) 32歳の者は、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者

5 試験場

試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
陸上自衛隊川内駐屯地	薩摩川内市冷水町字上床539番地 2
鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町17番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49
(予備：陸上自衛隊国分駐屯地)	霧島市国分福島二丁目 4 番14号

6 その他

詳細については、自衛隊鹿児島地方協力本部募集課（電話番号099－253－8920）に問い合わせること。

始良・伊佐地域振興局告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 9 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
多機能型事業所 Beat	始良市加治木町 木田 5348 番地 169 永谷住宅 2 － 1	株式会社 B e a t	始良市加治木町 木田 5348 番地 169 永谷住宅 2 － 1	南 克也	令 和 6 年 5 月 1 日	児 童 発 達 支 援 ・ 放 課 後 等 デ イ サービス

始良・伊佐地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 9 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障害者支援センターワークショップはやと	霧島市隼人町内 2068 番地	社会福祉法人真 奉会	霧島市隼人町内 2068 番地	大村 貢	令 和 6 年 4 月 1 日	就 労 移 行 支 援

公 告

令和 6 年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第 1 項の規定により、令和 6 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和 6 年 9 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の期日

令和 6 年 11 月 8 日（金）午前10時から正午まで

2 試験の場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）

3 試験科目

試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。

- (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8,100円
- 6 受験手続
- (1) インターネットによる受験申込み
ア 受験申込方法
鹿児島県電子申請共同運営システム（<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。
入力方法等手続の詳細については、鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）に掲載の電子申請システム申請マニュアルを参照すること。
イ 試験手数料の支払方法
(ア) 試験手数料（8,100円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）による支払又は P a y - e a s y（ペイジー）対応のインターネットバンキングや A T M 等からの払込みにより納付すること。
なお、一旦納付された試験手数料は、返還しない。
(イ) 利用できるクレジットカード
V I S A, M a s t e r, J C B, アメリカン・エクスプレス, D i n e r s
 - (2) 郵送又は持参による受験申込み
ア 提出書類等
(ア) 受験願書
(イ) 写真（縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのものであって、出願前 6 月以内に撮影した脱帽正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
(ウ) 試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）
イ 提出書類等の提出先
鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577）
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
- 7 受付期間
- (1) インターネットによる受験申込み
令和 6 年 9 月 24 日（火）午前 9 時から同年 10 月 24 日（木）午後 5 時まで
 - (2) 郵送又は持参による受験申込み
令和 6 年 9 月 24 日（火）から同年 10 月 24 日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
なお、郵送の場合は、令和 6 年 10 月 24 日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書の用紙の交付
受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番 3 号 郵便番号 894－8501）において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 合格者の発表
合格者に対し、合格証を郵送して行う。
- 10 その他
- (1) 試験の詳細については、鹿児島県のホームページに掲載の砂利採取業務主任者試験実施

要領を参照すること。

- (2) 試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099－286－2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997－57－7215）に対して行うこと。